医科点数表の解釈 平成26年4月版

Web追補 No.1 (平成26年7月号)

平成 26 年 7 月 11 日作成

- 以下の告示・通知等により、本書の内容に変更が生じましたので、ここに追補します。
 - 平成26年6月30日 厚生労働省告示第276号(平成26年7月1日適用)
 - 平成26年6月30日 保医発0630第2号(平成26年7月1日適用)
 - 平成26年6月30日 医療課事務連絡

頁	欄	行	変更前	変更後		
26	右	下から5行目	「(紹介状非持参患者の初診料に関する事務	連絡)」のうち「(平24. 3.30 医療課事務連絡)」		
			となっている事務連絡については、本書1441頁右段・下から3行目~次頁左段・上から13			
		7 行目	行目に平成26年改定に基づいて更新された事務連絡「(平26. 3.31 医療課事務連絡)」を掲			
			載していますので、ご留意ください。			
44	右			事務連絡)」のうち「(平24. 3.30 医療課事務連		
		行目	絡)」となっている事務連絡については、本書1441頁右段・下から3行目~次頁左段・上か			
				れた事務連絡「(平26. 3.31 医療課事務連絡)」		
		1 / 2 04 / - 1	を掲載していますので、ご留意ください。	I= He stile Land (19 february 1 years)		
			短期滞在手術基本料 3	短期滞在手術等基本料 3		
65	石			なおその効力を有するとされた平成26年度改		
0.5	_		院基本料	定前の一般病棟入院基本料		
85	乜			なおその効力を有するとされた平成26年度改		
0.0			院入院基本料	定前の特定機能病院入院基本料		
88	乜		なわ使則の例とするとされた専門病院人 院基本料	なおその効力を有するとされた平成26年度改		
570	+		院基本付 廃用をもたらすに至った要因,臥床・活動	定前の専門病院入院基本料		
376	170		性低下の期間,廃用の内容,介入による改			
		11 🗎	善の可能性、改善に要する見込み期間、前			
			回の評価からの改善や変化、廃用に陥る前			
			のADLについて			
651	右	上から22行目		重症急性膵炎,重症敗血症		
	_		重症急性膵炎の患者	重症急性膵炎及び重症敗血症の患者		
	-	行目		至述:[1] 八八〇 至述(八世) [1]		
651	右		〔次行に追加〕	(平26. 6.30 保医発 0630 2)		
728	[K178-2経皮的	脳血管形成術を準用する項目として追加〕	◇ 脳血管用ステントセットを用いて経皮的		
				脳血管ステント留置術を行った場合は,K		
				178-2経皮的脳血管形成術の所定点数に準じ		
				て算定する。その場合、実施に当たっては、		
				関係学会の定める診療に関する指針を遵守		
				する。		
				(平26. 6.30 保医発 0630 2)		
739	(K282水晶体再	建術を準用する項目として追加〕	◇ チン小帯の脆弱・断裂を有する症例に対し		
				て、水晶体嚢拡張リングを用いて水晶体再建		
				術を実施した場合は、水晶体嚢拡張リングの		
				縫着を行った場合は K 282 水晶体再建術の		
				「1」の「イ」の所定点数に準じて、水晶体		
				嚢拡張リングの縫着を行っていない場合は ************************************		
				K282 水晶体再建術の「1」の「ロ」の所定		
				点数に準じて算定する。なお、水晶体嚢拡張		
				リングを使用した場合は、診療報酬請求に当		
				たって、診療報酬明細書に症状詳記を添付す		
				る。		
701	r	て 260十 新 形 (中)	切除後(吻合立は移植も合む)も進中士で	(平26. 6.30 保医発 0630 2) ◇ オープン型ステントグラフトを直視下に		
781		K500人動脈瘤 項目として追加	切除術 (吻合又は移植を含む。)を準用する。	◇ オープン型ステントグラフトを直視下に 挿入し,中枢側血管又は中枢側人工血管と吻		
	'	9日こし (追川	, נו	押入し、中枢側皿官又は中枢側入工皿官と物 合した場合は、術式に応じて K560大動脈瘤		
				ロレに笏古は、州政に応して入300人期脈溜		

頁	欄	行	変更前	変更後
	IPIV			切除術(吻合又は移植を含む。)のいずれかの
				所定点数に準じて算定する。
				(平26. 6.30 保医発 0630 2)
707	+	エムとったロ	いたたにつけつ	
/8/	乜	下から7行目	〔次行に追加〕	(4) 経皮的カテーテル心筋冷凍焼灼術を実施
				した場合は、本区分の所定点数を算定する。
				その場合, 実施に当たっては, 関係学会の定
				める診療に関する指針を遵守する。
				(平26. 6.30 保医発 0630 2)
868	右	下から6~5	一連につき算定する。	一連につき1回に限り算定する。
		行目		
985	_	上から4行目	(最終改正;平成26年3月5日 厚生等	·働 (最終改正;平成26年6月30日 厚生労働省告
			省告示第62号)	示第276号)
990		下から18行目		③ 長期留置型 136,000円
991	-	下から10行目		
991		下から1017日	(4) 村杭族休八皿仪應迥岙 20,300 	
				① 標準型 26,500円
				② 特殊型 27,800円
				〔編注;薬事法承認番号が22500BZX0040
				1000のものについては, 平成26年7月
				1日から平成28年3月31日まで
				28,500円〕
994	—	下から8行目	〔次行に追加〕	③ 患者適合型 83,900円
995	_	下から23行目	(2) 脊椎プレート(S) 39,50)円(2) 脊椎プレート(S)
				① 標準型 39,500円
				② バスケット型 42,100円
995		下から2行日	① 上腕骨ステム 293,000	
333		1,7,2,5,11,0	□ 上版 月 ハ ノ ム 293,000 l	ア 標準型 293,000円
000		11245		イ 特殊型 318,000円
996	_	上から1行目	③ インサート 32,500	· -
				ア 標準型 32,500円
				イ 特殊型 34,900円
996	—	上から3行目	⑤ ベースプレート 164,000	_
				ア 標準型 164,000円
				イ 特殊型 184,000円
				(4) 切換用 41,900円
998	_	上から24行目	(3) 特殊型 200,000	円 (3) 特殊型
				① 骨盤用 (I) 200,000円
				② 骨盤用(Ⅱ) 205,000円
999		下から10行目	(2) 人工内耳用音声信号処理装置	(2) 人工内耳用音声信号処理装置
		ם נוסוכי מו	923,00	
999		下から8行目	「次行に追加〕	② 残存聴力活用型 950,000円
999		トからる打日	【次1月~22加】	
				[編注;薬事法承認番号が22500BZI000200
				00のものについては、平成26年7月1日
			Company of the compan	から平成28年3月31日まで964,000円]
1002		上から5~6	① 標準型 1,630,000	
		行目	② MRI対応型 1,710,000	
				イ MRI対応型 1,710,000円
1002	<u>L</u>	上から8行目	〔次行に追加〕	② 4極用 1,700,000円
1003	_	下から22行目	〔次行に追加〕	(3) 冷凍アブレーション用
				① バルーン型 637,000円
				② 補完型 157,000円
1005		上から25行目	(3) 脳血管用 23,400	
1000		_	10, 400 10, 400	
1000		エムミのグロ	「シャップ」ー シロ キョン	② 特殊型 24,500円
1006	_	下から21行目	〔次行に追加〕	ウ 自己拡張型 379,000円
				[編注;薬事法承認番号が22500BZX005430
				00, 22600BZX00166000のものについて
				は、平成26年7月1日から平成28年3月

頁	欄	行	変更前	変更後	•
	TIPN	1,	Z No	31日まで379,000円〕	•
1007	_	上から5行目		(21) 脳血管用ステントセッ	ト 492,000円
1008	_		(1) 腹部大動脈用ステントグラフト (メイ		
			ン部分) 1,310,000円	分)	
				 標準型 	1,310,000円
1008			〔次行に追加〕	② AUI型	1,090,000円
1010	_	上から6行目	〔次行に追加〕	185 オープン型ステントグ	-
				〔 編注 ;薬事法承認番	1,090,000円
					,平成26年7月1日
					日まで1,140,000円〕
1017	(-	 下から1行目の	ン次に以下のように加える。〕	3 1 // 1 - 7 - 7 - 7	1. 0. 1-,,,, 42
		040 人工腎臓	開特定保険医療材料(回路を含む。)	平成26年7月1日から	28,500円
			記緩徐式血液ろ過器	平成28年3月31日まで	
		<u> </u>	·····································		
		(薬事法承認			
		22500BZX00 090 人工内 耳		平成26年7月1日から	964,000円
			内耳用音声信号処理装置	平成28年3月31日まで	904,000円
			表存聴力活用型 表存態力活用型	1 /2/20 1 0 / 101 H & C	
		(薬事法承認	器番号)		
		22500BZI00	0020000		
			- 術用カテーテル	平成26年7月1日から	379,000円
			除去用カテーテル	平成28年3月31日まで	
		_	6血栓除去用 - 克马林瑪利		
		リ (薬事法承認	自己拡張型 7系号)		
		22500BZX00			
		22600BZX00			
		185 オープン	·型ステントグラフト	平成26年7月1日から	1,140,000円
		(薬事法承認	2番号)	平成28年3月31日まで	
		22600BZX00	0033000		
1018	—	上から3行目	〔次行に追加〕	(最終改正;平26.6.30	保医発 0630 2)
1023	-	上から15~17	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
		行目	及びストレートプレート(生体用合金 I・	及びストレートプレート	
			L)を胸骨に用いる場合は、以下のいずれ	を胸骨に用いる場合は、	
			かに該当した場合に限り算定できる。その際,診療報酬明細書の摘要欄に該当する項	当した場合に限り算定で 報酬明細書の摘要欄に記	
			医院、 おいまます おいまます おいまます まいまます まいまます		クコップスログ 記収
1023	右	上から18行目	7	a	
		上から19行目	1	b	
1023	右	上から20行目	ウ	С	
1023	右	上から22行目	〔次行に追加〕	イ 骨端用プレート(生体	
				型は、医師が患者適合型	
				十分な治療効果が得られ	
				合又は患者適合型以外の た場合に比べ大きな治療	
				判断した場合に限り算定	
1023	右	下から10~9	リバース型については, 腱板機能不全を		
		行目	呈する症例に対して肩関節の機能を代替	する症例に対して肩関節	
			するために使用した場合に限り算定する。	ために使用した場合に限	
1023	右	下から9行目	〔次行に追加〕	イ 切換用を用いる場合は	
1004		L4.5045-F	「かっくこ」とう白ものう	診療報酬明細書の摘要欄	
1024	石	上から24行目	〔次行に追加〕	ウ 特殊型・骨盤用(Ⅱ)	
				に応じて適切な形状ので 用することとし, 1回の	
				/14 プラーここし, 1回り	1 MIN C NI C , 4 間で

頁	欄	行	変更前		変更	
	TIME			限度として算定する。		
1028	右	下から11行目	〔次行に追加〕	ケ 脳血管用ステントセットは以下のいずれかの目的で使用した場合に限り算定できる。 a 血管形成術時に生じた血管解離,急性閉塞又は切迫閉塞に対する緊急処置 b 他に有効な治療法がないと判断される血管形成術後の再治療		
1033	右	下から15行目	ペースメーカー		定保険医療	療材料 (回路を含む。),
1033	右	下から13行目			張型人工/	生体弁セット及びオープ
1033	133 右				見収載されてから2回の 各改定及び再算定を行っ 区分の特例の対象となる 1を機能区分の特例の対	
			機能区分	薬事法承	認番号	新規収載日
		(4) 掲	『臓用特定保険医療材料(回路を含む。) 学続緩徐式血液ろ過器 特殊型			平成26年7月1日
		133 血管内]手術用カテーテル	22500BZX00		平成26年7月1日
			1栓除去用カテーテル	22600BZX00	166000	
		_	脳血栓除去用 7 自己拡張型			
			プロロが成生 プン型ステントグラフト	22600BZX00	033000	平成26年7月1日
1007	- 1	L		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		1/2000 1/3 1 1
1037	l —	035 尿管ステ 2-2) 一般型・J	ントセット」の項中(2)の次に以下のようにカ ミーサル፡፡፡፡ಱฅi	『える。」	足祭フラ	テント一般 II ─2
						ン ・ 川文 II - Z
1039	[「061 固定用内副子 (プレート)」の項中(元)の次に以下のように加える。] (元3) 骨端用プレート (生体用合金 I)・患者適合型 固定用内副子・FE-1-3			n副子・F E―1―3		
1040	(2) 脊椎プレート(S)・標準型固定用内副子・FO—S—1(2-2) 脊椎プレート(S)・バスケット型固定用内副子・FO—S—2				•	
1040	(3				関節・S R—1—1 関節・S R—1—2	
1040	(関節・S R—3—1 関節・S R—3—2	
1040	(7	[「065 人工肩関節用材料」の項中(7)について以下のように改める。] (7) リバース型・ベースプレート・標準型 (7-2) リバース型・ベースプレート・特殊型 (8) リバース型・切換用		人工肩関節・SR-5-1 人工肩関節・SR-5-2 人工肩関節・SR-6		
1042	(1	6) 特殊型・骨	の項中(M)について以下のように改める。] 盤用 (I) 骨盤用 (Ⅱ)			A B — 20—1 A B — 20—2
1045	(;			さうに改める。	ガイディ	ィングカテ・脳血管・ I ィングカテ・脳血管・Ⅱ
1045	()		*去用カテーテル」の項中(7)の次に以下のよ :用・自己拡張型	「に加える。〕	血栓除去	ミカテ・脳自己拡張

Web 追補 No. 1 (平成 26 年 7 月号)

	100 Em 10.1 (1), 20 7 / 7 / 7					
頁	欄	行	変更前	変更後		
1112	-	下から17行目	使用する揚合に限る。	使用する場合に限る。		
1243	뉟	上から1行目	5の規定にかかわらず,	6の規定にかかわらず,		
1274	右	上から25行目	別添第3の第1の1の(5)	別添第3の第1の1の(7)		
1279	左	上から17行目	別添第3の第1の1の(5)	別添第3の第1の1の(7)		
1283	左	下から5~4	専従の言語聴覚士	専従の常勤言語聴覚士		
		行目				
1283	右	上から8行目	専任の言語聴覚士	専任の常勤言語聴覚士		
1371	右	上から9~10	[(A/50) ×3×日数×8 (時間)]	[[(A/50) ×3] ^{※6} ×日数×8 (時間)]		
		行目				
1384	圮	〔「様式14の3	」を別紙の通り訂正する。〕			
1427	左	上から15行目	5/6	6/5		
1681	右	上から8行目	25例	15例		
1681	右	上から9行目	50例	30例		
1696	左	上から13行目	20例	10例		
1696	左	上から14行目	2名以上	1名以上		
1696	右	上から3行目	「3」及び「4」	「4」及び「5」		
1696	右	上から7~8	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術に習熟し	〔削除〕		
		行目	た医師の指導の下に、当該手術を術者と			
			して20例以上実施した経験を有する常			
			勤の泌尿器科の医師			

様式14の3

救急医療管理加算に係る報告書 (新規・7月報告)

※該当するものを○で囲むこと

1 救急医療管理加算に係る届出書

区分

- ア 地域医療支援病院
- イ 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院又は救急診療所
- ウ 「救急医療対策の整備事業について」に規定された病院群輪番制病院、病院群輪番制に参加している有 床診療所又は共同利用型病院
- エ 都道府県知事の指定する精神科救急医療施設

[届出にあたっての留意点]

- 1 区分については、ア〜エのいずれの区分に該当するか、〇で囲むこと。
- 2 届出にあたっては、都道府県が作成する医療計画に記載されている救急医療機関であること、又は都道府県知事の指定する精神科救急医療施設であることが確認できる資料(様式自由)を添付すること。
- 2 救急医療管理加算2に係る報告書(7月報告)

集計期間: 年月日~ 年月日

1	1年間の救急医療管理加算1、2の合計算定患者数	人
2	うち、救急医療管理加算2の算定患者数	人
3	救急医療管理加算2の割合(②/①)	%

④ 救急医療管理加算2の算定患者の内訳					
疾病コード (※DPCコードの <u>上6桁</u> を用いる)	名称	患者数			
		人			
		7			
		7			
		Α			
		Α			
		人			

[記入上の注意]

- 1 「救急医療管理加算2の算定患者の内訳」については、直近1年間に入院したすべての患者について記載すること。
- 2 疾病コードについては、診断群分類点数表を参考にして、入院の契機となった病名をDPCコードで分類し、 記載すること。
- 3 名称については、疾病コードごとに当該DPCコード上6桁の名称を記載する。